様式第１号（第５条関係）

鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業実施計画申請書

年　　月　　日

鳥取県農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課長　様

申請者　　 住 　 　所

名　　　　称

代表者職氏名

　鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金交付要綱を承知の上、別添のとおり、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業実施計画書を添えて提出します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【担当者】

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　 名 |  |
| 役職・所属 |  |
| 連絡先(電話･ﾒｰﾙ) |  |

様式第２号（第５条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

名　　　　称

代表者職氏名 様

鳥取県農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課長

（公印省略）

鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業実施計画の承認及び交付申請書の提出について（通知）

　　年　月　日付けで提出された実施計画については、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金交付要綱（令和３年４月１日付第２０２０００３５０２９０号鳥取県農林水産部長通知、以下「要綱」という。）第５条第２項の規定に基づき承認しますので、要綱第６条の規定により下記のとおり交付申請書を提出してください。

（担当者）

記

１　交付申請期限

　　　年　　月　　日（　）

ただし、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項の確認済証の公布の都合上期限内の提出が困難な場合は、当該公布日の１０日後と　年　月　日のうちいずれか早い日

※下線部は木造化の場合で必要時のみ記載

２　施設の名称

３　交付申請書の提出先

鳥取県農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課

様式第３－１号木造化（第５条、第６条、第13条関係）

年度 鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業実施計画（報告）書 木造化

１　事業の目的

２　事業の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 |  |
| 施設の所在地 |  |
| 施設の用途 |  |
| 施設の規模 | 階数：地上　階　階数：地下　階 | 延床面積　　　　　㎡ |
| 県産材使用量及び木材使用量（県産材使用率） | 県産材使用量　　　　　　㎥　　木材使用量　　　　　　㎥（　　　　　　％） |
| 各部分の県産材使用量 | ＣＬＴ　　　　　　㎥　　　　　　　　　　　　　　 | 構造耐力上主要な部分　　　　㎥（１０㎥以上） |
| 県産材のうち、構造材現し又は内外装木質化等を行う部分 |  |
| 建築費（税抜き） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　円 |
| 木工事に係る建築費（税抜き） | 　　　　　　　　　　　　　　　 | 円 |
| 工期（予定） | 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 木工事に係る期間（予定） | 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 間接補助事業者（名称） |  |
|  | 代表者名（職・氏名） |  |
| 施工者（建築業者の名称） |  |
|  | 所在地 |  |
| 担当者（職・氏名） |  |
| 連絡先 | 電話： ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： |
| 設計者（設計事務所の名称） |  |
|  | 所在地 |  |
| 担当者（職・氏名） |  |
| 連絡先 | 電話： ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： |
| 建築主（団体又は氏名） |  |
|  | 所在地 |  |
| 担当者（職・氏名） |  |
| 連絡先 | 電話：ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： |

（注）ア　木材使用量、県産材使用量、建築費については、実施計画時は概算とする。

　　　イ　構造耐力上主要な部分は、建築基準法施行令第１条第３号の規定による基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

　　　ウ　間接補助事業を行う場合は、間接補助事業者の欄を入力する。

３　補助金の額

（１）非住宅木造建築拡大推進事業（木造化）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 県産材使用量（Ａ） | 単価（Ｂ） | 補助金額（Ａ×Ｂ） |
| 県産材 |  | ㎥ | 4.5万円／㎥ | （Ｃ） | 円 |
| うちＣＬＴ |  | ㎥ | ３万円／㎥ | （Ｄ） 　　　　　　 | 円 |
| 合　計 |  |  |  | （Ｃ＋Ｄ）　　　　　　 | 円 |
| 補助金額（最大135万円） |  | 円 |
| （　樹種別の内訳） |
|  | ㎥ |  |
|  | ㎥ |
|  | ㎥ |

（注）補助金額は最大135万円を上限とする。

（２）非住宅木造建築拡大推進事業費補助金運営事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業費（Ｄ） | 補助率（Ｅ） |  補助金額（Ｄ×Ｅ） |
| （（Ｃ）×１０％） | 10/10 |  |
|  | 円 |  | 円 |

（注）木造化の補助金額の１０％を上限とする（間接補助事業を行う場合のみ記載）。

４　事業完了（予定）年月日　　　　　年　　月　　日

５　他の補助金の活用

（１）活用の有無（　有　・　無　）

　※他の補助金活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを選択すること。

（２）活用補助金の概要

　※ＪＡＳ構造材個別実証支援事業（以下「ＪＡＳ事業」という）を活用する場合は、補助金名にＪＡＳ事業を記入しそれ以外の事業を活用する場合は、補助金名、所管する所属及び部署名、電話番号、補助内容及び補助対象を記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金名 | 所管する所属及び部署名 | 電話番号 |
|  |  |  |
| 補助内容及び補助対象 |
|  |

（注）補助内容及び補助対象の記載は、当該補助事業の交付要綱、交付申請書等の添付に代えることがで　　きる。

６　消費税の取り扱い（該当するものを選択）

一般課税事業者　　簡易課税事業者　　免税事業者　特定収入割合が５％を超えている公益法人等

仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

７　添付書類

実施計画書には、以下の資料を添付すること。

（１）施工位置図、設計図面（県産材の使用箇所が分かる配置図、平面図、立面図等）

（２）補助金の申請者・受領者が建築主以外の場合は建築主の承諾書（様式第７号）

（３）その他、県が必要と認める書類

交付申請時には、以下の資料を添付すること。なお、実施計画書に添付した内容と同じ場合は、添付の必要はありません。

（１）施工位置図、設計図面（県産材の使用箇所が分かる配置図、平面図、立面図等）

（２）木材使用量、県産材使用量が確認できる資料（樹種別に分かるもの）

（３）建築費の内訳が確認できる資料（見積書鑑、設計金額内訳表、木工事費明細等）

（４）確認済証の写し又は建築工事届の写し（10㎡を超える建築物）

（５）補助金の申請者・受領者が建築主以外の場合は建築主の承諾書（様式第７号）

（６）その他、県が必要と認める書類

実績報告時には、以下の資料を添付すること。

（１）施工位置図、設計図面（交付申請時から変更となった場合に添付）

（２）木材使用量、県産材使用量が確認できる資料（納品書の写し等、樹種別に分かるもの）

（３）鳥取県産材産地証明書の写し（鳥取県産材活用用議会等が発行するもの）

（４）写真（施工前写真、施工状況写真、完成写真（外部及び内部））

（５）間接補助金を交付する場合は、非住宅木造建築拡大推進事業費補助金運営事業の実施内容、経費及　　び事務費が確認できる資料

（６）その他、県が必要と認める書類

様式第３－２号内外装木質化等（第５条、第６条、第13条関係）

年度　非住宅木造建築拡大推進事業実施計画（報告）書　内外装木質化等

１　事業の目的

２　事業の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 |  |
| 施設の所在地 |  |
| 施設の用途 |  |
| 施設の規模 | 階数：地上　　階、地下　　階 | 延床面積：　　　　　㎡ |
| 内外装木質化等の規模 | 内外装木質化等の面積：　　　　㎡ | 延床面積：　　　　　㎡ |
| 木材使用量 | 　　　㎥ |
| 県産材使用量(0.05㎥以上)及び使用率 | 　　　㎥（　　　　％） |
| 内外装木質化等の内容 |  |
|  | 内外装木質化 | 木質化する部分 | 使用する県産材（樹種別） | 材積 |
|  | （記載例）床 | 杉フローリング（4ｍ×18cm×30mm） | 　0.4　㎥ |
|  |  |  | 　　 　㎥ |
|  | （注）木質化する部分別に使用する樹種別の県産材使用量を記載すること。 |
|  | 什器等の制作・購入 | （注）什器等の制作、購入の内容及び県産材使用量を記載すること。 |
| 内外装木質化等に係る経費 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 内外装木質化等の期間（予定） | 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 間接補助事業者（名称） |  |
|  | 代表者名（職・氏名） |  |
| 施工者（建築業者の名称） |  |
|  | 所在地 |  |
| 担当者（職・氏名） |  |
| 連絡先 | 電話： ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： |
| 設計者（設計事務所の名称） |  |
|  | 所在地 |  |
| 担当者（職・氏名） |  |
| 連絡先 | 電話： ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： |
| 建築主（団体又は氏名） |  |
|  | 所在地 |  |
| 担当者（職・氏名） |  |
| 連絡先 | 電話： ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： |

（注）ア　木材使用量、県産材使用量、内外装木質化等の内容、内外装木質化等に係る経費については、実施計画時は概算とする。

　　　イ　間接補助事業を行う場合は、間接補助事業者の欄を入力する。

３　補助金の額

（１）非住宅木造建築拡大推進事業（内外装木質化等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 事業費（Ａ） | 補助率（Ｂ） | 補助金額（Ａ×Ｂ） |
| 内外装木質化に係る経費 |  | 円 | ― | ― |
| 什器等の制作・購入に係る経費 |  | 円 | ― | ― |
| 計 |  | 円 | 1/3(木育スペース設置1/2) | （Ｃ）　　　　　 　　円 |
| （＞２，０００千円） | 1/3(木育スペース設置1/2) | （Ｃ） ６６６，６６６ 円（１，０００，０００円） |
| ＝２，０００千円 |

（注）ア　内外装木質化等に係る経費の事業費は２，０００千円を上限とする。

　　　イ　木育スペースの設置の場合は、補助率を１/２とする。

　　　ウ　什器単独の場合は、県産ＣＬＴ材を使用した場合又は木育スペースを設置した場合に限る。

（２）非住宅木造建築拡大推進事業費補助金運営事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業費（Ｄ） | 補助率（Ｅ） |  補助金額（Ｄ×Ｅ） |
| （（Ｃ）×１０％） | 10/10 |  |
|  | 円 |  | 円 |

（注）内外装木質化等の補助金額の１０％を上限とする（間接補助事業を行う場合のみ記載）。

４　事業完了（予定）年月日　　　　　年　　月　　日

５　他の補助金の活用

　（１）活用の有無（　有　・　無　）

　※他の補助金活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを選択すること。

（２）活用補助金の概要

※他の事業を活用する場合は、補助金名、所管する所属及び部署名、電話番号、補助内容及び補助対象を記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金名 | 所管する所属及び部署名 | 電話番号 |
|  |  |  |
| 補助内容及び補助対象 |
|  |

（注）補助内容及び補助対象の記載は、当該補助事業の交付要綱、交付申請書等の添付に代えることがで　　きる。

６　消費税の取り扱い（該当するものを選択）

（１）補助事業者

　一般課税事業者　　簡易課税事業者　　免税事業者　特定収入割合が５％を超えている公益法人等

仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

（２）間接補助事業者

　一般課税事業者　　簡易課税事業者　　免税事業者　特定収入割合が５％を超えている公益法人等

仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

７　添付書類

実施計画書には、以下の資料を添付すること。

（１）施工位置図、設計図面（県産材の使用箇所が分かる配置図、平面図、立面図等）

（２）補助金の申請者・受領者が建築主以外の場合は建築主の承諾書（様式第７号）

（３）建築物木材利用促進協定書の写し（該当する場合に限る。）

（４）木育スペースを設置する場合は、その活用方法等概要がわかる図面及び資料

（５）その他、県が必要と認める書類

交付申請時には、以下の資料を添付すること。なお、実施計画書に添付した内容と同じ場合は、添付の必要はありません。

（１）施工位置図、設計図面（県産材の使用箇所が分かる配置図、平面図、立面図等）

（２）木材使用量、県産材使用量が確認できる資料（樹種別に分かるもの）

（３）内外装木質化等の経費の内訳が確認できる資料（見積書鑑、見積金額内訳等及びエクセルデータ）

（４）補助金の申請者・受領者が建築主以外の場合は建築主の承諾書（様式第７号）

（５）木育スペースを設置する場合は、その活用方法等概要がわかる図面及び資料

（６）その他、県が必要と認める書類

実績報告時には、以下の資料を添付すること。

（１）施工位置図、設計図面（交付申請時から変更となった場合に添付）

（２）木材使用量、県産材使用量が確認できる資料（納品書の写し等樹種別に分かるもの）

（３）内外装木質化等の経費の最終的な内訳が確認できる資料（請求書鑑、金額内訳等証票書類及びエクセルデータ）

（４）鳥取県産材産地証明書の写し（鳥取県産材活用用議会等が発行するもの）

（５）施工前写真、施工状況写真、完成写真、木育スペース写真（該当する場合に限る。）

（６）間接補助金を交付する場合は、非住宅木造建築拡大推進事業費補助金運営事業の実施内容、経費及び事務費が確認できる資料

（７）木育スペースを設置する場合は、その活用方法等概要がわかる図面及び資料（交付申請時から変更となった場合に添付）

（８）その他、県が必要と認める書類

様式第４号（第7条関係）

番 　　　 号

年 　月 　日

様

職 氏 名

年度　鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金交付決定通知書

年 　月 　日付　の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

２ 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（１）算定基準額 金　　　　　　 円

（２）交付決定額 金　　　　　　 円

３ 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

４ 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金交付要綱（令和３年４月１日付第２０２０００３５０２９０号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第４条第２項及び第７条第３項の規定を適用して算定した額と前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

５ 補助規程等の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

（国費を含む内外装木質化等の事業の場合）

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては､規則及び要綱のほか､地域再生法（平成１７年法律第２４号）、地域再生法施行令（平成 １７年政令第１５１号）、地域再生法施行規則（平成１７年内閣府令第５３号）、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和５年１月２５ 日付府地創第４１４号及び府地事第８７８号内閣府事務次官通知、４農振第２４５７号農林水産事務次官通知、国総政第３１号国土交通事務次官通知、環循適発第２３０１２５１号環境事務次官通知。）、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）交付要綱（平成２８年８月１日府地事第２９１号内閣総理大臣通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）､補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）､その他関係する国省庁に係る国規則、国要綱、国要領に従わなければならない。

様式第５号（第12条関係）

　　　年　　月　　日

鳥取県知事 様

住 　 　所

名　　　　称

代表者職氏名

年度　鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業補助金進捗状況報告書

　　年　　月　　日付第　　　　　　　　　　号による交付決定に係る事業について、鳥取県補助金等交付規則第17条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金等の名称 | 鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金 |
| 交付決定 | 算定基準額 | 交付決定額 |
| 　　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　　円 |
| 交付決定を受けた年度に係る実績（Ａ） | 　　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　　円 |
| 交付決定を受けた年度の翌年度に係る見込（Ｂ） | 　　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　　円 |
| 交付決定を受けた年度の県産材使用量 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎥ |
| 交付決定を受けた年度の翌年度に係る県産材使用量（見込） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎥ |
| 事業着手年月日 | 　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日 |
| 事業完了予定年月日 | 　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日 |

（注）ＡとＢの合計は交付決定額と一致する。

様式第６号（第13条関係）

年　　月　　日

鳥取県知事 様

住 　 　 所

名　　　　称

代表者職氏名

年度鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業仕入控除額確定報告書

年　　月　　日付第 号で交付決定の通知のあった鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金交付要綱（令和３年４月１日付第２０２０００３５０２９０号鳥取県農林水産部長通知）第13条第４項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１ 交付された補助金等の額の確定額

金　　　　　　円

２ 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金　　　　　　円

３ 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金　　　　　　円

４ 補助金返還額（２から３の額を差し引いた額）

金　　　　　　円

 ５　添付資料

（１）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類

（２）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

（３）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第７号（要綱様式第３号関係）

年　　月　　日

鳥取県農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課長　様

建築主　住 　 　所

名　　　　称

代表者職氏名

年度　鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金承諾書

鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の計画申請、交付申請、補助金受領に当たり、下記のとおり請負契約締結者から説明を受け、その内容等について承諾しました。

記

１　施設の名称、所在地

２　請負契約締結者（補助金の申請者）

住 　　　所

名　　　　称

代表者職氏名

３　事業計画

　　　年度　鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業実施計画書のとおり

４　補助金の受領

本補助金の受領者は次のとおり

（　施工者　・設計者　）

（注１）この様式は、補助金の申請者及び受領者が建築主以外の場合に提出してください。

（注２）４　補助金の受領については、補助金の受領者として施工者又は設計者のいずれかを〇で囲んでください。